

『住宅用火災警報器取り付けサポート制度』

館林地区消防組合

館林地区消防組合では、消防法第9条の2により設置が義務付けられました、住宅用火災警報器の取り付けサポートを実施します。

住宅用火災警報器を購入したけれど、「どこに取り付けたらいいかわからない」また「設置場所が高くて取り付けられない」という高齢者等のご家庭を対象に、消防職員が皆様のお宅へ直接お伺いし、取り付けを行うものです。費用は一切かかりませんが、消防職員は取り付け作業のみを行いますので、住宅用火災警報器は事前に購入をお願いします。

○制度について

(1) 目的

この制度は、法令により設置が義務付けられた住宅用火災警報器の設置（取り付け作業）が困難なご家庭に対し、住宅用火災警報器の取り付け作業のサポートを実施し、住宅用火災警報器の普及促進及び住宅防火対策の強化を図ることを目的としています。

(2) 運用開始

平成31年4月1日から

(3) 対象者

組管内に居住し、かつ、自ら住宅用火災警報器を取り付けることが困難であり、取り付けを希望する世帯で、次のいずれかに該当する世帯とします。

- 1 65歳以上のひとり暮らしの世帯又は高齢者のみの世帯
- 2 何らかの原因により設置が困難な方の世帯

(4) 対象とする住宅用火災警報器

取り付けする住宅用火災警報器は、電池式（煙式・熱式）のものとし、電気工事を要する機器については対象外とします。

(5) 取り付け者

館林地区消防組合職員

(6) 実施内容

住宅用火災警報器の取り付け作業（館林地区消防組合火災予防条例第29条の2に基づき、天井又は壁に取り付けます。）なお、購入に係る手続は実施しません。

(7) 取り付け実施日・時間

月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

午前9時から午前11時30分、午後1時30分から午後4時30分

○申し込み方法について

(1) 申し込み

本制度を利用する場合は、「住宅用火災警報器取り付け申請書兼承諾書」(別記様式1)に必要事項を記入し、館林地区消防組合消防本部予防課の窓口へ直接提出して下さい。

(受付時間：平日08時30分から17時15分、FAXでも可能です。)

また、電話での申し込みも受け付けています。申し込みは原則として取り付け希望日の10日前までをお願いします。

(2) 取り付け実施日

申し込みの時及び電話にて、取り付け実施日の確認をお願いします。できる限り取り付け希望日に実施できるよう調整しますが、希望日以外となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

○取り付けの実施について

(1) 取り付け作業の実施日

取り付け作業の実施日に消防職員が依頼者(申請者)宅へお伺いします。取り付け作業前に、依頼者(申請者)に消防職員が取り付け場所及び取り付け方法等について確認を行い、住宅用火災警報器の取り付け作業を実施します。取り付けに必要な工具類は消防職員が持参します。

(2) 作業の完了

すべての住宅用火災警報器の取り付け作業終了後、依頼者(申請者)と共に動作確認を実施します。異常がなければ作業はすべて完了です。

○注意事項

- ※ 費用は一切かかりません。この制度に便乗した悪質業者には十分注意して下さい。
- ※ 消防職員がお伺いする時は、身分証明書を携帯し、提示します。
- ※ 取り付けが必要な場所以外の部屋に入ることはありません。
- ※ 消防職員は住宅用火災警報器を販売しませんので、事前に購入しておいて下さい。



申し込み・問い合わせは

館林地区消防組合 消防本部予防課

館林市上赤生田町4050番地の1

電話 0276-72-8366

FAX 0276-72-8386